

取扱注意

**アメリカンフットボール部の飲酒事故に
関する調査報告書**

小樽商科大学調査委員会

(小樽商科大学学生懲戒規程第5条に基づき設置)

アメリカンフットボール部の飲酒事故に関する調査報告書

学生委員会委員長 殿

平成 24 年 6 月 19 日

調査委員会委員長

大矢繁夫

本調査委員会では、平成 24 年 5 月 7 日、本学野球グラウンドにおいてアメリカンフットボール部（以下「アメフト部」という。）部員がバーベキューパーティー（以下「本件パーティー」という。）を行った際、飲酒事故が発生し、未成年者 7 名を含む 9 名の学生が救急搬送され、うち未成年の 1 年生男子学生 1 名が 5 月 24 日に死亡した事故について、下記のとおり調査を実施したので、報告する。

なお、アメフト部において「部員」とは選手及びマネージャーのことをいい、学生コーチ（過年度生で大会出場資格が無い。）は正式には部員ではないが、本報告書では、特に断りのない限り三者を総称して「部員」としている。

記

はじめに

調査は、学生の本分に反する行為の有無を判断するため、次の視点から実施した。

- (1) 未成年者の飲酒の有無
- (2) 飲酒強要の有無
- (3) 一気飲みの有無
- (4) 一気飲みを煽り立てる行為の有無
- (5) 他者に一度に多くの酒を注いだ事実の有無
- (6) 未成年者に飲酒させた事実の有無
- (7) 未成年者の飲酒を制止しなかった事実の有無
- (8) 泥酔者を積極的に介抱しなかった事実の有無
- (9) その他

1. 調査実施日・調査の手法について

5 月 15 日 部員 79 名（選手、マネージャー全員及び本件パーティーに参加した学生コーチ 1 名）に対し個別に聞取調査を実施した。4 班に分け、各班には補助者及び書記が同席した。1 人当たり 20~30 分程度の聞き取りを行った。

5 月 18 日 監督に対し聞取調査を実施した。

5 月 29 日 顧問に対し聞取調査を実施した。

5 月 29 日

~6 月 1 日 学生コーチ 12 名全員（5 月 15 日に聞取調査した 1 名を含む。）に対し聞取調査を実施した。

なお、本調査委員会は、5月8日に本学が実施した臨時事情聴取の内容を参考とした。

この事情聴取は、事故の概略を把握するために調査委員会設置に先立って本学が実施したもので、部員72名に対して聴取が実施された。

(対象者は選手・マネージャー79名及び本件パーティーに出席した学生コーチ1名の80名であったが、入院した8名が欠席した。)

2. アメフト部の概要

アメフト部は、昭和52年4月に結成された。

近年は、平成20年から平成23年まで北海道学生アメリカンフットボール秋季リーグ1部1位の成績を収めている。

部の役職及び内容は次のとおりである。

役職	人数(学年)	具体的役割
主将	1(4年)	練習・試合の統轄、OBとの窓口、HP掲示板の更新
副将	2(4年、3年)	4年副将は主将を補佐し、主将が就活中の時などに代行 3年副将も同様だが4年よりは役回りが少ない 3年副将が次期主将となる
幹部	数名(4年)	※大学アメフトチームでは一般的な名称 各ポジションのリーダーとして作戦を主導する
マネージャー	数十名	6つのポジション毎に練習しており、それぞれにマネージャーがつく 時間の管理、ライン引き、ボール拭き等する部員が練習・試合に専念するために不可欠な存在である。 リーダーはミーティングを仕切る サブはマネージャーの練習参加シフトを組む(一回の練習に参加するマネージャーは十数名)
会計	1	部費の管理
HP担当	1(3年)	ホームページの更新
コンパ主務	2(2年)	祝勝会、合宿打上等の世話役 店予約、金の管理、酔った学生の介抱役 当日は絶対に酒を飲まない
顧問	1	普段の練習には時折参加する 試合の観戦 問題が発生した時の調整
監督	1	OBのボランティア 週1回は指導に来る
学生コーチ	数名(過年度生)	留年した過年度生で正式部員ではない 監督の来ない日に複数人が来て練習を指導する 主に技術的指導をする

3. アメフト部の人員、本件パーティー参加者、病院搬送者

※5月7日現在の満年齢による。死亡した1年生男子学生（未成年）学生を含む。

<部員の構成>

	成人	未成年	計
男子	4年	17	0
	3年	18	0
	2年	2	4
	1年	1	16
	小計	36	20
女子	4年	6	0
	3年	10	0
	2年	1	7
	1年	0	9
	小計	17	16
計	4年	23	0
	3年	28	0
	2年	3	11
	1年	1	25
	合計	55	36

*男子・4年・成人には学生コーチ12名を含む

<部員のうちパーティー参加者>

	成人	未成年	計
男子	4年	6	0
	3年	18	0
	2年	2	4
	1年	1	14
	小計	27	19
女子	4年	4	0
	3年	8	0
	2年	1	7
	1年	0	9
	小計	13	16
計	4年	10	0
	3年	26	0
	2年	3	11
	1年	1	23
	合計	40	34

*男子・4年・成人には学生コーチ1名を含む

<病院搬送者>

	成人	未成年	計
男子	4年	0	0
	3年	0	0
	2年	0	0
	1年	0	4
	小計	0	4
女子	4年	1	0
	3年	1	0
	2年	0	1
	1年	0	2
	小計	2	3
計	4年	1	0
	3年	1	0
	2年	0	1
	1年	0	6
	合計	2	7

4. 事故の概要

5月7日（月）15時20分頃から、本学野球グラウンドの小屋（正式には器具庫。同部は「部室」と称している。）付近において、アメフト部による本件パーティーが開催された。

本件パーティーは、1年生を歓迎することを目的とした同部の恒例行事であり、毎年ゴールデンウイーク明けに開催してきた。

本件パーティーは1年生部員が初めて練習に参加する日に合わせて行われることになっていた。

1年生は練習日としか知らされておらず、いざグラウンドに来てみると練習が取りやめになり、代わりに本件パーティーが行われるという段取りになっていた。とはいっても多くの1年生は練習に代わって本件パーティーが催されることを知っていたという。

通常の練習は15時から17時にかけて行うこととなっており、当日も集合時刻は15時だった。男子部員は原則として練習には全員参加であり、マネージャーの練習参加は当番制で、そのシフトに当たっていなければ参加する必要がなかった。

顧問は普段の練習には参加しなかったし、本件パーティーの開催も偶然当日聞いたのみであり、誘われなかつたため、グラウンドに行くことはしなかつた。監督は本件パーティーの開催を前日に聞かされ、練習が行われないので参加しなかつた。

学生コーチは、主将に誘われた 1 名のみ参加し、他の学生コーチ 11 名は、練習がないので参加しなかつた。

2 年生部員は、早くにグラウンドに集合し、肉や飲み物を買い出しに行く者がいる傍ら、上級生が来たとき、「今日は練習を取りやめ、パーティーを開催したい」と申し入れ、「出し物」(簡単な芸をする)を見せた。それが面白ければ許可されるという、これも慣例となっていた段取りであつた。

アメフト部には「コンパ主務」がおかれていた。2 年生のうち 2 名が 1 年間それを務め、コンパ等の世話役に当たつていた。うち少なくとも 1 名はコンパ等において飲酒はせず、酔って具合の悪くなつた者を介抱することになつてゐた。この日、1 名はバイクでの買い出しを主に担当し、1 名は会場設営及び開始後の介抱を主に担当していた。

この日初めに用意したアルコール飲料は、焼酎 4 リットルボトル 2 本(以前の飲み会の余りで未開封)、ウイスキー 4 リットルボトル 2 本、缶発泡酒 350 ミリリットル 6 本、缶発泡酒 500 ミリリットル 12 本、缶ビール 350 ミリリットル 6 本、缶チューハイ 350 ミリリットル 36 本だった。他にジュース類 2 リットルペットボトルが 10 本程度であった。開始後、焼酎 4 リットルボトル 2 本とウイスキー 4 リットルボトル 2 本を買い足した。

焼酎及びウイスキーが飲酒の中心であったことが分かる。酒量としては通常の飲み会と同程度であったという。なお、焼酎及びウイスキーは、水で割つたと証言する者もいたが、殆どストレートで飲んだようである。

上記は報道された量(5月9日北海道新聞: 缶チューハイ 350 ミリリットル 20 本、缶ビール 350 ミリリットル 20 本、焼酎とウイスキー各 4 リットル入り 10~11 本)と一致しないが、報道された分には、以前消費され捨てられずに小屋に残つてゐた空ボトル等が含まれていたことが分かっている。

開始時にはコンパ主務から 1 年生に対し、4 年生の所に焼けた肉を持っていき、酒をついでもらい飲むように、という旨の説明をしたといふ。1 年生の一部は既にこれを知つてゐた者もあり、慣例だったようである。

また、1 年生の中には、あらかじめ「今日の飲み会はきつい」という共通の認識があつた様子であり、コンパ主務からもそういった旨の説明があつたことが分かつた。

これも慣例であるが、具合が悪くなつた者を休ませ介抱する場所として、例年、小屋にブルーシートを敷き、備えていた。ただし今回は、午前中からの雨に加えて寒かつたことから、その日、コンパ主務の判断でパーティー会場を東屋に移して行い、休息場所として合宿所を手配しようということになつた。ところが、東屋については先約があり、合宿所のみ確保した(合宿所使用許可願の使用目的は「ミーティング」であった)。結果として、パーティーは例年どおりグラウンドで開催し、休息場所は小屋及び合宿所の 2か所となつた。

そのような中、本件パーティーが開始された。

コンロ 3 つと七輪 1 つが配置され、はじめ、学年別、部員、マネージャー別にグループを作つて飲食を開始した。

2 年生が主に肉を焼くのを担当し、焼けた肉を 1 年生が 4 年生の所に持つて、自分が申告

した量の酒を注いでもらい、中にはその場でそれを一息で飲み干した者、それを何度も繰り返した者がいた。

1年生は、自分が就きたいポジションを担当している4年生に自己紹介し、当該ポジションをいかに自分が強く志望しているかを申し述べる。中にはその意欲の強さを示す意味で、自ら多くの酒を注いでもらい、その場で一息に飲み干し、多い者ではそれを5,6回繰り返した。

1年生が飲む時に、掛け声（学生は「一気コール」という。）や手拍子があったという者もいる。

しかしながら、無理矢理「注がれた」、「煽られた」という印象を持った学生は皆無に等しく、「1年生（自分）が進んで飲んでいた（飲んだ）」と認める学生が相当数いた。亡くなった男子学生について、とりわけその印象が強かったと皆話している。

「断りにくかった」、「断ろうと思えば断れた」というように1年生の意見は分かれたり、2年生以上で「1年生は断りにくかったのではないか」と説明する者もいたが、上級生が明確に下級生を「潰そうとした」とか「威圧した」という状況ではなかった。

授業がある、体調がすぐれない等の理由を告げれば、飲まされることはなかった。

途中から男女や学年が入り混じって飲み、3年生などは野球やサッカーに興じるなど、比較的自由な雰囲気の中、本件パーティーは進行した。

16時を回った頃から酩酊状態となった者が出始め、小屋に運ばれる者、合宿所に運ばれる者等もいた。携帯電話や腕時計を小屋に置いていた者が多く、時刻は定かではないし、酔っていた学生の記憶は明瞭ではなく、実際に小屋及び合宿所にいた人数は確定できなかった。グラウンドにはトイレがなく、サークル会館または体育館のトイレを利用しなければならなかつたし、小屋と合宿所を行き来した者も多数いて、皆が一か所にとどまって飲む状況ではなかった。

17時頃に自由解散となり、帰宅した者がいたが、過半数はグラウンドまたは小屋、合宿所に残り、グラウンドで飲酒し続ける者もいた。

この頃から、泥酔状態となって小屋または合宿所に横臥する者が出てきた。最も多い時で、小屋には十名ほどの部員が横たわっていたようである。

第1の通報により病院に搬送された1年男子学生（未成年）が心肺停止に陥った時刻は定かではないが、小屋にいた十名ほどの者を合宿所に連れて行こうと起こして回った学生のうち、3年男子学生が、同学生の異変（体温低下、呼吸・脈がない）に気づき、19時45分、4年生女子学生が救急車出動を要請した。救急隊到着までの間、救急隊からの電話による指導のもとで学生により心臓マッサージ、人工呼吸が施され、同学生は嘔吐したが、これは胸部を圧迫したことによる反応であった。

救急隊到着後、現場において同学生に心肺蘇生措置が試みられた後、救急車で市内病院に搬送された。

その後、20時19分及び20時32分の救急通報で、グラウンドから1年生男子学生2名（未成年）が市内病院に搬送された。

また、初回の救急車到着により事態に気付きグラウンドに駆け付けた本学職員が、合宿所にも多くの部員がいると聞き、合宿所の様子を確認したところ、十数名が泥酔状態にあったため、救急通報した。到着した救急隊員の判断により、4年生女子学生1名、3年生女子学生1名、2年生女子学生1名（未成年）、1年生女子学生2名（未成年）が市内病院に搬送された。

1年生男子学生1名（未成年）は、グラウンドに寝ていたところを発見され、合宿所に移された後、市内病院に搬送された。

合宿所から病院に搬送された 6 名のうち、4 年女子学生 1 名、2 年女子学生 1 名（未成年）は比較的すぐに回復し、当日中に退院した。他の 4 名は大事をとて入院したが、皆翌日に退院した。

第 2 の通報及び第 3 の通報により病院に搬送された 1 年男子学生 2 名（未成年）は、一時、意識を失った状態であったが、回復し、翌日及び翌々日に退院した。

退院した 8 名に後遺障害はない。

第 1 の通報により病院に搬送された 1 年男子学生（未成年）は、意識の戻らないまま、5 月 24 日に死亡した。死因は急性アルコール中毒であった。

本件パーティーの介抱体制（介抱場所、介抱方法、役割分担）に関しては、2 年生が介抱するものと漠然と認識していたに過ぎない者が多く、コンパ主務から部員に明確に周知されなかった。また、コンパ主務 2 人のうち、買い出し担当の 1 人は、買い出し終了後は飲み始めたし、介抱に専念したもう 1 人は主に合宿所にいたため、小屋には十分目を配ることができなかつた。小屋及び合宿所の両方にそれぞれ介抱に専念する者が配置されていなかつたのである。

昨年、北海道大学アメリカンフットボール部（以下「北大アメフト部」という。）の飲酒事故が発生した際に、顧問から注意があったが、部内での飲酒指導は実質的には行われておらず、本学における再三の飲酒指導も部員には浸透していなかつた。部員の誰もが未成年者の飲酒が日常的に行われていたと平然と話している。大学入学前から飲酒していた者も少なくない。

アメフト部の活動状況であるが、学長は 5 月 10 日、同部に対して無期限活動停止を言い渡した。なお、5 月 15 日の事情聴取の際、主将から廃部の意志が示され、5 月 18 日に学生団体解散届が学務課に提出されたが、部員の懲戒処分が決定するまでの間、預かり扱いとしている。

また、発生当夜から小樽警察署により現場検証が行われ、翌 8 日以降、部員及び関係者に対する聴取が行われ、6 月 19 日現在なお捜査が継続中である。

※当日 19 時の小樽市観測地点の気温は 11.5℃ であった。

※本件パーティー実施場所等の見取図

【見取図 1】、【見取図 2】、【見取図 3】のとおり

5. 調査結果をふまえて

本調査委員会は、アメフト部が実施した本件パーティーにおいて行われた未成年飲酒、急性アルコール中毒罹患部員の発生、および部員 1 名の死亡など、一連の飲酒事故（以下「本件事故」という。）に際し、設置されたものである。本調査委員会の設置趣旨は、本件事故が学生にあるまじき行為により起こったものであるとの認識に基づき、関係学生の処分検討の判断資料を作成することにある。

以下は、部員全員（死亡した部員 1 名を除く。以下同じ。）を対象に実施した調査結果に基づき得られた情報である。

（1）アメフト部における未成年飲酒に関する実態と意識

調査によると、現在、アメフト部に所属し、成人に達した部員は未成年時に飲酒をし、そして、成人に達した後は、コンパの席などで未成年者である部員に酒を勧め、あるいは一緒に酒を飲ん

でいた。また、現在、未成年である部員たちは、入部前の食事会および、本件パーティーなどにおいて、何らためらいなく飲酒している。

成人に達した現役部員に対し、下級生が未成年であることを飲酒時、あるいは飲酒を勧めるとときに意識したことの有無をたずねたところ、あると回答した者は皆無であった。

ただし、現在、学生コーチとなっている5年目学生らは、昨年、自身が4年生の時に北大アメフト部が未成年飲酒事故により1年間の大会出場停止処分を受けたことから、これに関し、顧問および監督から注意されている。そのため、なかには未成年部員に対し、過度に羽目を外して飲まないよう注意した者がいる。しかし、大半の者は、北大アメフト部の事故後も、未成年飲酒に格別の関心を払っていない。

つまり、アメフト部においては、飲酒において未成年であることが意識されたことはなく、部内でのコンバ、宴席では、年齢に関係なく飲酒することが当然とされていた。そして、この実態は、今年度に限ったことではなく、長年にわたって続いてきたものであることは容易に推察できる。

(2) 飲酒に関する指導の概要

未成年飲酒および学生らの過度の飲酒については、これまでの大学および顧問らから注意・勧告が数次にわたりなされている。

まず、大学当局は本年度に入り、新入生対象にオリエンテーションを活用して2回、講義の一部を利用して1回、それぞれ、注意を与えていた（その他学生生活安全マニュアルの配付、飲酒事故注意を呼びかけるポスターの掲示も行った）。また、ゴールデンウイーク直前の4月27日には学生団体連絡会を実施し、飲酒に関する注意事項を伝えていた。この連絡会にはアメフト部の主将、マネージャーリーダーも出席している。

また、アメフト部の顧問教授は、平成22年度、および23年度に部員に対し飲酒について注意を与えたと述べる。すなわち、平成22年度には、同じく同教授が顧問を務めるバドミントン部で飲酒事故が発生したため、同教授のゼミに所属するアメフト部員およびアメフト部主将に対し、詳細、かつ厳しく指導を行った。

平成23年度は、北大アメフト部の事故を考慮して、本学アメフト部バインボール出場壮行会開催に際し、当時の主将を研究室に呼び、アルコール抜きでの参加を提案した。今年度の主将に対しても、同種の注意を与えたかったが、その前に本件事故が発生したというものである。

なお、アメフト部監督は、飲酒に関し、「羽目を外すな」「無茶をするな」程度の注意しかしていない。

顧問は飲酒については厳しい姿勢を取り、主将ら部員に対する飲酒に関する指導をしていましたことが伺われる。しかしながら、調査の結果、注意を与えた学生がゼミ生にとどまっていたこと、注意を受けた部員らがそれを真摯に受け止めることなく、従来どおりの飲酒行為を続けたこと、さらには、後輩にその注意内容を伝えることもなかったことが判明した。

以上のことから、大学当局による注意喚起、および顧問の飲酒に関する指導がアメフト部員にほとんど浸透せず、彼らが北大アメフト部での事故をはじめとする深刻な飲酒事故を、我がこととして受けとめる契機としていることがわかる。

(3) 本件パーティーにおける飲酒強要の有無

本件事故が上級生らによる飲酒強要の結果、起こったものであるか否かは、学生処分を検討するに際し – 処分対象者と処分の程度 – 、最も重要な考慮事項である。仮に強要があったのならば、強要した部員、および、これを認知し制止しなかった部員は厳罰を免れない。一方、強要がない場合には、結果の深刻さ、重大性を十分に考慮した処分は免れないとしても、学籍剥奪等厳罰には至らないとするのが妥当である。

① 本件パーティーの開催目的

まず、本件パーティーについて、新聞等、マスコミは新入生と上級生の親睦を図ることが目的であり、その手段として焼いた肉を1年生が上級生に届け、それに呼応した形で酒が注がれ、この酒を断ることができないがために、本件事故が起こったと報道する。さらに中には、本件パーティーがアメフト部の伝統として1年生を酔わせる行事と見る向きもあった。

しかしながら、部員らへの質問を通して、本件パーティーの開催目的はゴールデンウイーク中に開催されたOB戦のために上級生が疲れており、練習を一休みするためであること、1年生が初めてグラウンドに上がって練習に参加する日であることを記念していること、そして、1年生と上級生、とりわけ4年生との親睦を深めることなどであることが明らかになった。したがって、1年生を酔わせることを主たる目的として開催されたとは言い難い。

確かに、アメフト部内では本件パーティーにおいて、羽目を外した飲酒の態様、あるいは過度の飲酒により、1年生に酩酊者がでることは当初から想定され、後述するように、そのための介抱体制がとられていた。だからといって、新入生を集中的に、かつ、過度に酔わせる明確な意図が上級生にあったとは認められない。むしろ、調査を通して、4年生、3年生の中には、そのような飲酒の結果、好ましくない事態が起こることを危惧する者もあり、彼らは後述するように、後輩たちに対し無理をして飲まないようにと話しかけている。

② 飲酒強要の意義

なお、本件パーティーにおける強要の有無を検討するに先立ち、飲酒強要の意義を明らかにしなければならない。調査において、5年目学生コーチらに強要の意義を尋ねると、「コップに酒を注いで『飲め』と言ったり、一気コールをかけて飲ませること」、「酒を注がれた後、飲まなければならないという雰囲気がある状態」、「勧められた者が不快に思っているのに飲ませること」等、多様である。

つまり、彼らが考える強要とは、体を押さえつけて飲ませるなどの物理的行使が伴わなくとも、飲酒を強く求める言動、あるいは、断ることのできない雰囲気、すなわち心理的強制がある場合である。これは、常識的な見解であり、本調査委員会も、上記見解をもって飲酒の強要とする。

③ 強要の有無

では、このような心理的強制が本件パーティーにおいて、とりわけ未成年である1年生に対して行われたかを検討する。

1年生に対して、本件パーティーの席上、上級生から飲酒の強要があったかとの質問をしたところ、強要ありと回答した者は皆無であった。むしろ、1年生らは上級生から飲酒に先立ち、無理をしないよう言われたと述べている。他方で、飲めとは言われなかつたが、自分自身で飲まな

さらに、同級生同士の飲み会では、本件事故ほどの結果には至らないはずである。本件パーティーにおいては明示的な強い強要はないとはいえ、全体としての雰囲気をみれば、新入生らは全くの任意に飲酒したというものではなく、本件パーティーの慣わしとして続いてきた上級生からの酒の供應を「進んで受ける」という暗黙の約束事を実践していたといえる。

上級生らは、この暗黙の約束事に基づき、未成年新入生部員らの求めに応じて、何のためらいもなく酒を注いでいたと言わざるを得ない。かかる約束事をもって、通常の意味における強要とは評価し難いと言わざるを得ない。しかし、本件事故の持つ深刻さ、重大さに鑑みれば、上級生による酒を注ぐ行為は、極めて注意力と想像力に欠ける不適切な行為といえる。

(4) 本件パーティーにおける酩酊者に対する介抱体制

アメフト部は、酔った部員の介抱のために、コンパ主務 2 名をおく（ただし、彼らの役割は、介抱にとどまらず、宴会準備、金銭管理なども担う）。また、例年、酔った部員が休む場所としてグラウンドの小屋を用いている。これら 2 点については全部員が理解している。

ところで、今年度は本件事故当日に雨が降り、加えて寒かったため、コンパ主務が当日の午後に第二休息場所として合宿所を手配した。いうまでもなく、コンパ主務は酩酊者の介抱のために良かれと思って合宿所を手配したのだが、残念なことに、休息場所が 2 カ所になったため、介抱や見守りの目が十分に届かないという事態を招いてしまった。なお、休息場所に合宿所も用意されていることは部員らには十分に周知されていなかった。

他方、調査によると、コンパ主務以外に酔っていない部員やマネージャーが介抱に協力すると答える者がいるが、多くは、誰がどのように介抱をするのかについてまったく関心がない。さらに、上級生の中には、一度も小屋や合宿所に見回りに行かない者もいる。

調査を通して、アメフト部のバーベキューパーティーでは例年、多くの部員が酔って介抱を必要とする状態になることを誰しもが認識していたことがわかる。しかし、これまで大きな事故が幸いにも発生しなかったことから、泥酔者の急性アルコール中毒発症など、容態変化に対する危機意識がきわめて希薄であることもうかがえた。

つまり、アメフト部は介抱体制はコンパ主務 2 名で足りるとし、それ以外に介抱の役割分担を決めるなどの介抱体制を用意していない。さらに、介抱体制がないにしても上級生部員、マネージャーが率先して見回りに行くことも、本件事故当日、行われていない。

これに関し、学生コーチの一人は、昨年のバーベキューパーティーにおいては、酩酊した部員を決して放置せず、誰かが必ずそばについていたと述べる。今年もそのような態勢がとられていたのであれば、本件事故を最小限にとどめることも可能ではなかつたかと悔やまれる。

アメフト部のバーベキューパーティーにおいては、例年、羽目を外した飲み方が行われ、それが慣行化し、かつ、これまで大過なく済んでいたがために、部員たちは皆、前年踏襲のやり方で問題なしとの意識であったことは容易に推察される。その結果が本件事故に至ったとすれば、今年の上級生たちばかりを責めることは酷であるともいえる。

しかしながら、上級生らが昨年度の介抱の状況、北大アメフト部の出場停止事故から学び、また、新年度に開催された飲酒に対する本学の注意喚起を真摯に、我がこととして受け止めていたのであれば、より万全な介抱体制を準備することも可能であったといわざるをえない。これをしなかつたアメフト部は責められても仕方ない。

(5) まとめにかえて

本件パーティーは、多量のアルコール摂取により未成年者 7 名を含む 9 名が病院へ救急搬送され、そして、搬送された未成年者 1 名が死亡するという異常事態を招く結果となった。部員同士の交流・親睦を図るための飲み会として恒例となっているパーティーが、このような結末となつたことは極めて遺憾である。

本調査委員会は、アメフト部員、女子マネージャー、および学生コーチらへの事情聴取を数次にわたり行い、上述のような事実認定・評価を示すところである。最後に、本調査委員会の設置目的、すなわち、関係学生に対する処分検討の判断材料の作成に関し、その一助を期して下記提言を示し、まとめとしたい。

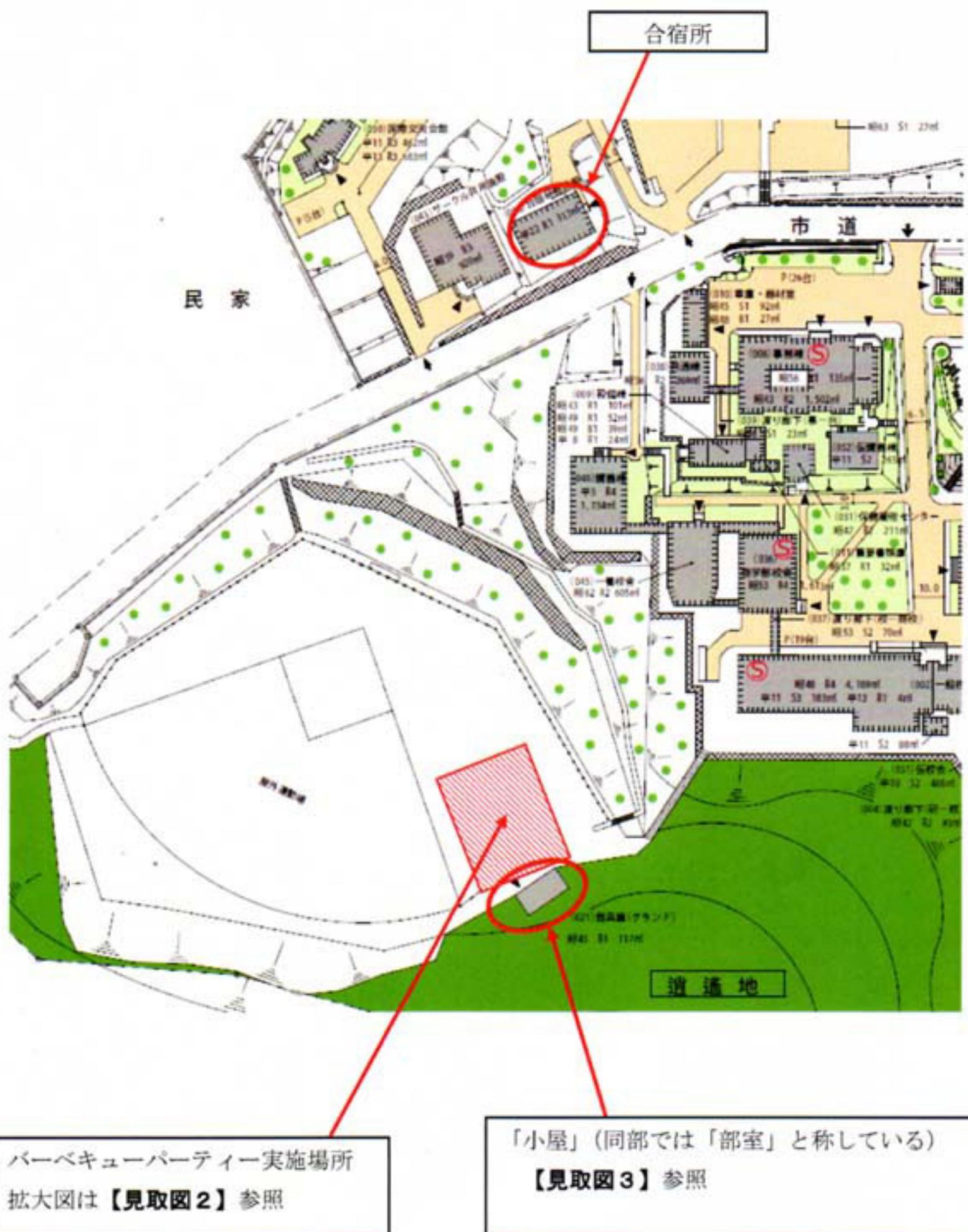
本件パーティーは、1 年生が 4 年生に酒を注いでもらうという方式で長年、いわば慣例として行われ、アメフト部の伝統的行事ともいえるものである。しかしながら、大学当局は再三にわたり未成年飲酒および過度の飲酒を戒めてきた。現に、今年度も既に言及のとおり、注意喚起のための活動を実施している。そして、その場にはアメフト部主将とマネージャーリーダーが出席している。

ところで、主将およびこれを補佐する 4 年生副将は、本件パーティーの開催の最終的、かつ最高責任者である。それゆえ、彼らが上記注意喚起を真摯に受け止め、責任を自覚していたならば、前記慣例を断ち、過度の飲酒に至らないよう、部内を規律することが不可能であったとは言えない。しかし、それをすることなく、漫然と未成年新入生らに飲酒を許容し、または勧め、その一方で十分な介抱体制を用意することをせず、その結果、本件事故を招いた責任は重い。

また、彼らを除く 4 年生部員ら上級生もまた、漫然と未成年新入生らに飲酒を許容し、または勧め、その結果、本件事故を招いた責任は免れない。

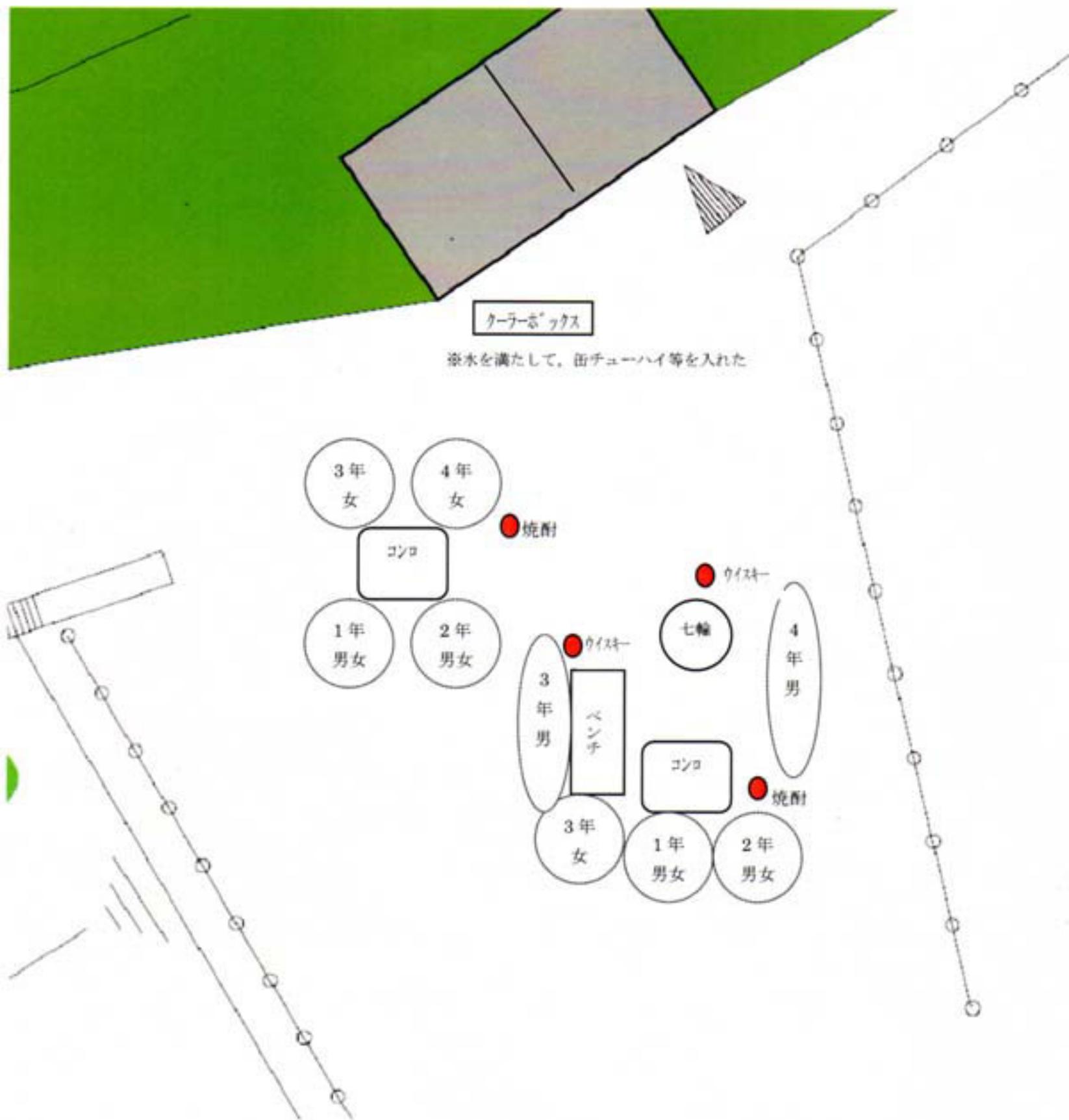
以上

【見取図1】 バーベキュー場の実施場所、小屋、合宿研修所の配置図

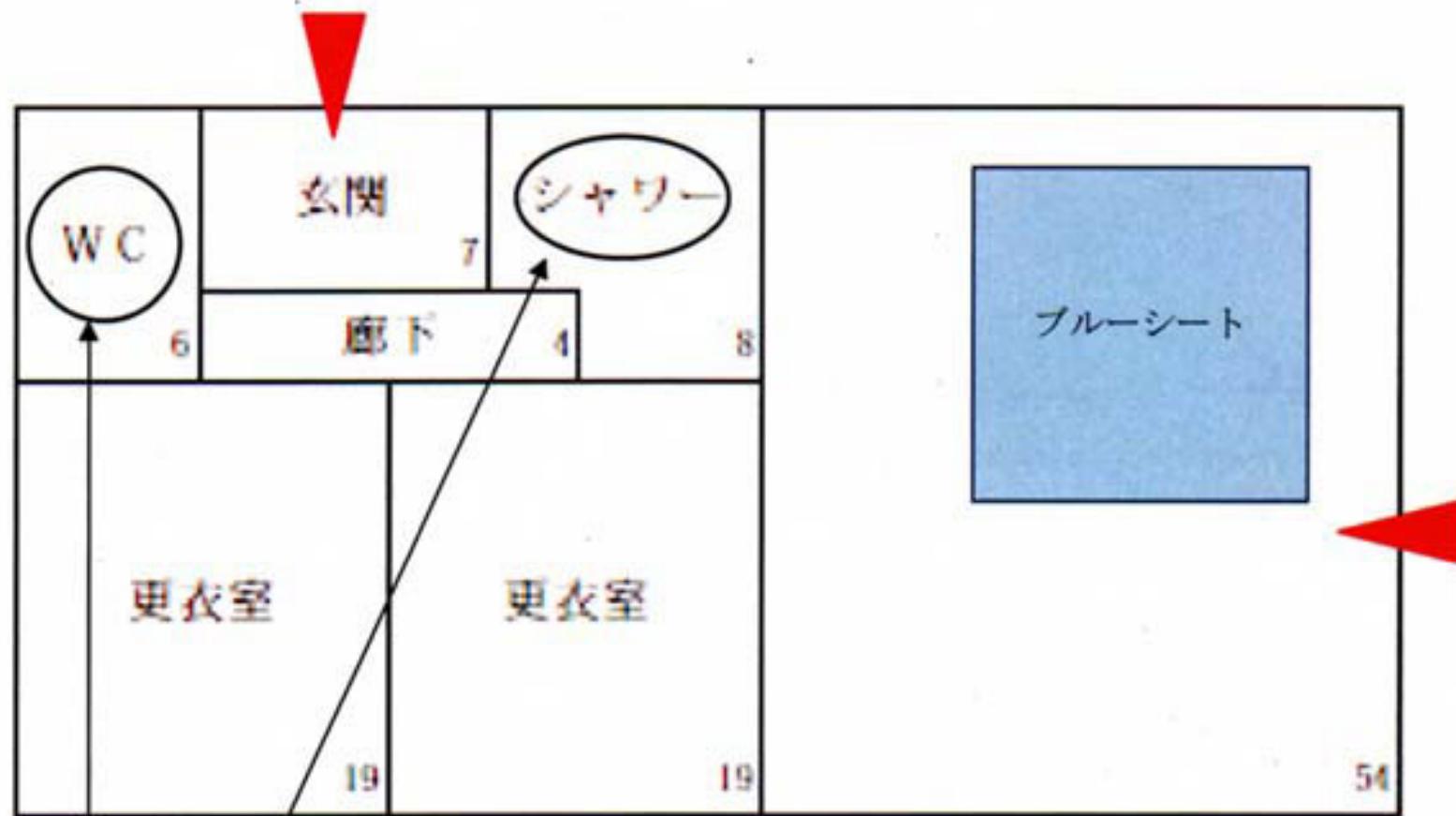


【見取図2】 バーベキューパーティ実施場所付近

※上下は【見取図1】と反転させている。



【見取図3】 小屋（部室）



使われていない